

えんトリ－婚活セミナー開催事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（子育て王国課長が定める日まで）

○交付申請書は、下記提出先にメール、郵送もしくは持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更（補助金の増額）・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメール、郵送もしくは持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了したことを言います。

5. 実績報告書提出

（事業終了後20日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日まで）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

○提出させた実績報告書に基づき、交付額を確定、通知します。

◎補助金の支払い

※原則、交付額の確定後、清算払。実績報告書に振込依頼書を添付してください。

※概算払いも可能。概算払請求書、振込依頼書を提出してください。

資料提出・問い合わせ先

子ども家庭部・子育て王国課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857-26-7573 kosodate@pref.tottori.lg.jp